第6回 補装具等の見直しに関する検討委員会

平成17年11月30日(水) 14時00分~16時00分 三田共用会議所 3階 大会議室(D・E会議室)

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1)補装具等の種目、価格設定等に関するルール作りについて
- (2) その他
- 3 閉 会

<配布資料>

資料 1 「委員会」の設置等について

資料2第5回意見概要

参 考 1 補装具基準外交付実績

参 考 2 交付基準(抜粋)

参 考 3 補装具給付事務の取扱いに関する指針について(抜粋)

料質

「委員会」の設置等について

委員会:種目の見直しや価格設定の検討を行う組織

検 討 内 容 (案)		前回の関連する意見			
構成等	○委員の構成はどうすべきか。 ○定期的な見直しとは、どの程度の期間が妥当か。	・種目の採り入れ等について、委員会で検討を行い、その報告を踏まえて、 行政で財政措置し告示等に反映する流れとしてはどうか。 ・定期的な種目見直し、価格チェック等の機関が必要。			
	○種目の採り入れ等に関して、必要な情報の内容はどの	・委員会では、要望内容を基に、データ等に基づいた検討を行い、補装具の			
	ようなものか。	種目、基準額としての適否を検討し報告することとしてはどうか。			
種目の	〇交付基準等(注)の見直しについては、種目見直しとあ	・利用者が困っている事に着目し、どんな補装具が必要かという視点が必			
見直し	わせて、必要に応じ検討することでよいか。	要。			
		・障害の状況と補装具の組み合わせの概念整理が必要。			
	(注)交付基準等:	・別種目の補装具の組み合わせを一つの補装具と捉えるという考え方も1			
	「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」	つ。			
	身体障害者福祉法 厚生労働省告示 第 386 号	・個々人の生活の場面ごとに、姿勢保持機能のついた補装具が必要な場合			
	児童福祉法 厚生労働省告示 第 385 号	がある。			
	(参考2を参照)	(生活実態に合わせた補装具という視点が必要。)			
		・車いすや補聴器等は、「その他」から独立させるべき。			
		・車いすと座位保持装置などは概念整理も含めて基準の整理が必要。			

		・利用者、事業者ともにコスト意識が必要(限られた財源の有効活用という			
	〇価格設定の具体的な方法はどうすべきか。	視点が必要)。			
基準額	(価格調査の方法はどのようにすべきか。)	・大きくカテゴライズすることで、合理性が出てきて、低価格化できる可能性			
の設定		あり。			
	○価格上げ要素と価格下げ要素はそれぞれどのようなも	・重度障害者の補装具は市場原理働きにくい。			
	のがあるのか。また、これをどのように基準額に反映さ	・同一機能のものでも製作方法によって価格差があり、完成用部品を使うと			
	せるのか。	高くなる傾向。			
		・輸送コスト、適合技術料などへの配慮が必要ではないか。			
	〇リサイクルあるいはレンタルについて、どのような考え	・児童の補装具はリサイクルやレンタルの仕組みを導入することで価格適正			
	方で基準に反映させるか。	化を図れないか。			
	○基準外補装具をどのように概念整理するか。				
基準外	○基準外として給付する際の条件とは何か。	・基準外の概念整理が必要。その上で、どこまでを基準内とし、どこからを基			
の整理	(仮に、更生相談所の判断を条件とする場合、この判	準外とするのか整理が必要。			
	断基準はどのように整理すべきか。)				
	○34日日におはて 種口日本に仏体やの記中ではこの	・スウェーデンの例では、テクニカルエイドセンターにおいて、利用できる種			
その他	○諸外国における、種目見直しや価格の設定方法につ	目の見直し、価格の妥当性のチェックが毎年行われており、福祉用具が公			
	いての情報収集をどのようにして行うか。	的に無償で利用者へ貸与されている。			

第5回補装具等の見直しに関する検討委員会 意見概要

(1)補装具費の支給手続について

事務局) 原則償還払い。ただし、別途代理受領も可能な仕組みもつくるという提案。 むしろ、代理受領方式を本則であるかのように取り扱うということを、でき ればお願いしたい。

> その場合に、各市町村がそれぞれ事業者と契約をするという手続きが必要と なる。その上で、利用者合意の基で代理受領の契約をする。

> 代理受領制の場合、事前に市町村が契約を結んだ事業者でしか購入できず、 選択の幅が狭められるといった状況もあり、どちらかが選択できるような形の 方が良いと考えている。

- 委員) 給付されるものが高ければ、一割とはいえ額が大きい。支給については丁寧 な説明が必要である。
- 座 長) 選択できるという前提で、こういう制度をつくるという大枠はご了承いただいた。各市町村でどういう契約を結ぶのか、業者との関係をどうするか、などの詳細については、また後で詰めてお示しいただくこととしたい。

(2)補装具等の種目改廃に係る考え方について

事務局) 現行、問題点、検討内容について説明。

中間報告書にて、透明性、公平性を確保する観点から委員会などの仕組みも 念頭に置くこととされている。こういった指摘を踏まえて、種目の見直しにつ いてのルール作りをお願いしたい。

- 座 長) 種目の取り入れないし廃止というのは、例えば委員会方式で行う場合、その 答申を踏まえて、行政の方で行っていくような形になると思う。
 - 一定の期間で見直しをするということは原則持ちたい。一定の期間とはどの ぐらいの期間が適当なのか、事務作業のことも含めて、御提案いただきたい。
- 委員) ルールづくりに際して、基本的には、定義に基づくことが大事。
- 委員) 補装具を新たに導入しようとした場合に、それをどう評価するかということがかなり問題になる。もともと補装具というのは、障害者本人の障害の程度に応じた形で決められるべきであって、定義付けをして、それ以外はだめだというようなやり方では、本当の意味での補装具にはならない。そういう点を、この検討委員会で検討ができるような体制をつくる必要があると思う。
- 座 長) 整理を行う際には関係者との協議を行うなど、機械的にならないよう配慮す

べき。

- 委員) ルールづくりにあたって、透明性や公平性や平等性を押さえていく必要がある。1団体、あるいは1業界団体だけのリードでデフォルメされたような形で、 進むことがないよう、そういう抑制も持ちながら、なおかつ実態に即したルールが必要と考える。
- 委員) 市販品の普及率を一つのルールとする方法もある。技術革新による改正という視点が必要。市場調査等を行い、実際にユーザーが制度を利用せずに購入しているものも含めてどの程度普及しているかという視点が必要と思う。
- 委員) 補装具の見直しの中で、道具を見直すという見方も大事だが、切り口を変えて、実際に困っている部分について着目して、そこで必要なものが取捨選択できるような発想が必要。例えば、頭のコントロールが困難な利用者の場合、座位保持機能が必要で、移動の機能も必要という視点を持つ必要があり、単に道具を並列に置くだけの整理では不足。
- 委員) 背髄損傷の人なら、こういう範囲のものが補装具として必要で、視力障害の人なら、ここまでの範囲が本来補装具の適用の範囲に入っているというような 仕組みが必要。これは絵でもいい。そうでないと、新しい組み合わせとか、そ ういうある種のコラボレーションがなかなか発達していかない。
- 委員) 例えば、別の種目の補装具の組み合わせ(座位保持装置+車いす)があり、 それが有効ならばこれを一つの補装具としてみるというなルールをつくれば、 必要なものが提供されることとなる。
- 委員) 単に組み合わせたものを一つの補装具としてみるというなルールは作れると思う。ただ、障害と補装具の組み合わせの概念を幾つかつくって、それらを示すというのは可能かもしれないが、運用面も含めてすべてうまく仕組めるか疑問。
- 委員) 首が座っていない利用者の場合、トイレ、お風呂、通学など様々な場面で、常に座位保持装置が必要となる。一方で、体幹の保持ができている利用者の場合、例えば車いす1つあれば済むレベルと両方あるので、障害の重い人にとっては座位保持機能、姿勢保持機能のついたものが、それぞれの生活場面で必要だということがシステムに盛り込めれば良いと思う。
- 委 員) その人の生活実態に合わせての補装具という視点があることを、次の事務取 り扱いの中には仕組んでいただきたい。
- 委員) 補装具交付基準の名称の整理も出発の一つ。車いすや補聴器などは「その他」に分類されている。これはそれぞれ一つの種目とした方が良い。

- 座 長) まず、要望等をそれぞれのメーカーやユーザーの方々から出していただき、 透明性や公平性という立場で、要望等があった品目について調査をして、有効 性の根拠を出して、それで検討するというイメージ。要望の出し方のルールは 必要。
- 委員) 現実に即した形、そして、提供する側も受ける方にとっても非常にリーズナブルなものにしようという見直しが、定期的に行われるような仕組みをつくっていただきたい。

(3)補装具等の価格設定に係る考え方について

- 事務局) 種目見直しと同様、補装具の価格設定のルール作りについてもお願いしたい。
- 委員) ユーザーや業者の心理からいうと、コスト意識がないから、基準額にどんどん ん張りついていくという問題がある。
- 委員) 「座位保持装置、車いす、(電動車いす)」と、大きなカテゴリーに組みかえ、その中で、座位保持機能がたくさん要るものとそうでないものを選択できるという概念は多分まとまる。ただ、一つのカテゴリーに置くと安くなるか。
- 委員) 非常に合理性が出てくる。結果、いわゆる市場の原理がうまく反映できれば 安くなるかもしれないが、ただ、重度障害者の座位保持装置というのはなかな か競争が起こりにくく、非常に手間暇かかって参入がしにくいという側面もあ る。
- 委員) 価格の適正化の話で言えば、現在、同一機能のものでも価格差がある。車い すに座位保持を取り入れるときと、座位保持装置として車いすの形をとるとき と価格に差が出る。また、完成部品で供給するものと、オーダーで製作したも のの価格差がある。
- 委 員) 輸送コスト、技術料をどこが負担するのかということも考慮していく必要がある。
- 事務局) 補装具の輸送コストについては、業者さんがいろんな工夫で安くしていたと思う。どこから利用者さんが買うのかといったときに、サービスの一環として輸送料等も含めてなるべく安いところから買うといった考え方もできる。しかし、いくら工夫をしても赤字を出すところまでお願いするのかといったようなことも、また考えていかなければいけないだろうと思う。
- 委員) デジタル補聴器の場合、フィッティングが効果を左右する。何回も調整できるため、交付後に、何度も調整する場面がある。それに対する流通の負担が非常に多くなってきている。市場で見れば、現物プラス設置費用とか、流通費用

- というのが大体社会の一つの価格のルールである。そういうことも、考慮すべきだということを、何かの検討委員会から提言してもらうことも必要かと思う。
- 委員 う 義肢の製作現場においても、離島にいくまでの運賃などの問題がある。労災 の場合は加算できる。価格の中に含めなくとも、離島とか何キロ先に行ったときには、幾ばくかの加算ができるような仕組みを作っていただきたい。
- 座長) 昔は更生相談所で判定をするということを大原則でやってきた。事務の簡略 化が進む中で輸送コストの問題が起こってきている。
- 委員) スウェーデンの場合には、公的に無料貸与の形で必要な人に必要な用具がかなりタイムリーに日本よりかなり長い期間貸し出され、使われ続けるような例がある。スウェーデンのテクニカルエイドセンターでは、利用できる種目の見直し、価格の妥当性のチェックが毎年行われている。日本においても、今回の検討を契機に定期的な種目見直し、価格チェック、製品リスト化の機関が出来ればと思う。
- 委員) 価格の適正化を考えたとき、児童の補装具(例えば立位保持装置だとか、座位保持装置、車いす)の場合、リサイクルの制度が馴染むのではないかと思う。
- 委 員) 障害児の場合、親の所得が低い世帯が多く負担が大きい。この打開策の一つ として、リサイクルの議論を深めてもよいのではないか。リサイクルと下取り 制度は、公的な制度の中にあってもよいのではないか。
- 委 員) リユースのバンクとしては、施設、学校などが考えられ、ある程度コーディ ネートするところが必要。
- 委 員) 学校や通園の施設との契約でも1年レンタル幾らというのもあっていい。そ ういうことをやるだけの力のあるレンタル事業者も既にたくさんできてきている。
- 座 長) リサイクルの問題は倉庫の問題が一番大きいし、確かにコーディネートする 人がいないとできない。コストの割には余り益がないというのが今までの実態 である。事業者の協力や工夫が必要。かなり困難な問題があるが、リサイクル のルールは、できれば現実化したい。
- 委員) 当事者、補装具製作者、判定する立場の方、行政の四者で、給付基準や価格の問題を検討する場を確保していただきたい。例えば、医療と福祉の接点で、 それに外れる部分はどうなるのかという問題もある。

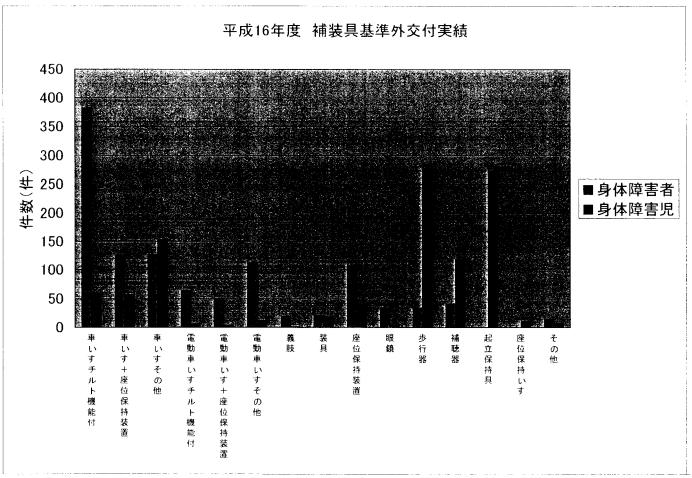
(4) 基準外補装具に係る考え方について

事務局) 資料に基づき説明。基準外で数多く給付されているものについては基準内に 取り入れ、出来る限り基準外をなくしていく方向で整理したい。

- 委 員) 車内用座位保持装置(カーシート、チャイルドシートなど)や、姿勢保持付 便器などが、座位保持いすの読みかえでつくられており、それはオモテの資料 として出ない。実態としてはあるということを承知しておいていただきたい。
- 委 員) 頸損の場合、チルト機能だけでは足りなくて、リクライニング、足挙げは必要だとか、かなり個別な機能が相当必要になってくる。基準外というのは必ずあり得る。
- 委員) 補聴器の基準外給付としては、デジタル補聴器、FM補聴器、赤外線の補聴器システムなどがある。たくさんでているものは基準に取り入れるべき。
- 委 員) 電動義手も基準外になっているが、基準内への取り入れの対象となると考える。
- 委 員) 基準外交付というのは、更生相談所の意見を必ず聞かなくてはいけない。そのルールは、特殊な個々の障害状況に応じて様々なものをつける場合に、適正なものであることを担保している面もある。
- 委員) 再生医療や感覚器の補助装置などが発達してくると、例えば電気刺激の歩行器とか、脳に直接つないで視覚、聴覚を代替するといった、新しいものが今後出てくる可能性がある。そこに対応するためにも基準外の概念は残しながら、 年に1度見直す機会を設けるなどを考えていただきたい。
- 座 長) 必ず基準外交付があって、それがたくさん出るようになったら基準内に入れていくという仕組みにしていきたい。
- 委員) まずは基準外の概念を整理して、どこまでを基準外として、どこまでを基準内に入れるのかという問題についても、それを検討する委員会で議論する、そういうルールも必要。チームアプローチをそこにかけるためにも、できれば委員会に中間ユーザーと言われる方にも参画していただきたい。

補装具基準外交付実績(平成16年度)

種目	身体障害者	身体障害児
車いすチルト機能付	382	59
車いす+座位保持装置	126	57
車いすその他	127	153
電動車いすチルト機能付	64	6
電動車いす+座位保持装置	50	4
電動車いすその他	113	12
義肢	19	1
装具	21	18
座位保持装置	109	41
眼鏡	34	4
步行器	34	277
補聴器	41	119
起立保持具		273
座位保持いす	_	11
その他	15	7



1. 交付基準(抜粋)

(5) その他

「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」 身体障害者福祉法 厚生労働省告示 第 386 号 児童福祉法 厚生労働省告示 第 385 号

種目	名称	基本構造	付属品	価 格	耐用 年数	備考
	普通型	折たたみ式で大車輪 が後方にあるもの。 JIS T9201-1998 による。	持 背付 が で が が が が が が が が が が が が が	102,000	年	価格は、オーダーメイドによる製品(モジュラーを組み立てるのでき、完成のにより製作できるの)により製作するもの)により製作するものが適用するものでは価格欄のないでは、大力のではいて、大力により、対して、大力により、大力に、大力により、大力に、大力により、大力に、大力によりによりにより、大力によるないは、大力によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
	リクライ ニング式 普 通 型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000		を調整する場合は価格欄の額の 10%の範囲内で必要な額を、シートベルト、テーブル又はスオークカバーを必要とする場合は 修理基準の表に掲げる交換の額
車 いす	手 動リフト式音 通型	座席の高さを変える ことができるもの。 その他は普通型と同 じ。	普通型と同じ。	232,000		修理基準の表に拘りる文族の報の範囲内で必要な額を,また, 轉創等の障害のある者がクッションを必要とする場合は,修理 基準の表に掲げるクッション等 の額の範囲内で必要な額を加算
	前 方 大車輪型	折たたみ式で前方に 大車輪のあるもの。	普通型に準ずる。	100,000	5	すること。 夜光装置を必要とする場合は,
	リクライ ニング 方 前 方 大車輪型	背もたれの角度を変 えることができるも の。その他は前方大 車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000		修理基準に掲げる交換の額の 囲内で必要な額を加算すること。
	片 手駆動型	折たたみ式で片側に ハンドリムを二重に 装着して, 片麻痺患 者の使用できるもの。	普通型に準ずる。	117,000		
	リクライ ニング式 片 駆動型	背もたれの角度を変 えることができるも の。その他は片手駆 動型と同じ。	上と同じ。	133,600		
	レバー駆動型	レバー1本で駆動操 舵ができ、片麻痺患 者の使用できるもの。	普通型に準ずる。	160,500		
	手押し型	原則として介助者が 押して駆動するもの。 (折たたみ式, 非折 たたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	普通型に準ずる。	A 82,700 B 81,000		
	リクライ ニング式 手押し型	背もたれの角度を変 えることができるも の。その他は手押し 型Aと同じ。	上と同じ。	114,000		

○補装具給付事務の取扱いに関する指針について(抜粋)

(平成 12 年 3 月 31 日)

(障第 290 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて 厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

第2 具体的事項

- 1 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準の運用について
- (2) 基準外補装具の交付について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他<u>真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具</u>(以下「基準外補装具」という。)を交付する必要が生じた場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 基準外補装具の交付の必要性及び当該補装具に係る受託報酬の額等については、<u>更生相談所</u>(身障法第9条第5項に定める身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。)又は<u>指定育成医療機関</u>(児福法第20条第4項に定める指定育成医療機関をいう。以下同じ。)若しくは<u>保健所</u>(児福法第18条の3第3項の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所をいう。以下同じ。)(以下「更生相談所等」という。)の 判定に基づき市町村が決定するものとする。